

令和3年7月5日

各位

富山県信用組合

新型コロナウイルスワクチン接種時における勤務等の取扱いについて

富山県信用組合(理事長 芝田 聡)は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の取り組みの一環として、新型コロナウイルスのワクチン接種における職員の勤務等を下記のとおりいたしましたので、お知らせいたします。

当組合では、今後ともお客様と職員の安全を最優先に考え、感染拡大防止の取り組みを行ってまいります。

(1) 施行日など

令和3年7月5日(月) ~ 令和4年3月末日(予定)

※政府が定める接種期限に準じます。

(2) 対象者

富山県信用組合の全役職員

※嘱託職員・パート職員を含みます。

(3) 勤務等の取扱い

①新型コロナウイルスワクチン接種日(平日)は、「勤務扱い」とします。

②新型コロナウイルスワクチン接種日の翌日に体調不良等の副反応症状がある場合は、有給の「特別休暇」を付与します。

③新型コロナウイルスワクチン接種日の翌日以降に体調不良等の副反応症状がある場合や副反応症状が継続している場合は、「年次有給休暇」とします。

※2回目のワクチン接種に関しても同様の対応とします。

以上

☆本件に係るお問い合わせ
富山県信用組合 経営管理部 人事コンプライアンス課
TEL:0763-33-3351